

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 29 日現在

機関番号：35303

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23613010

研究課題名(和文) 出生前診断に由来する人工妊娠中絶に対する一般市民意識の調査

研究課題名(英文) Attitude of Japanese citizen for selective artificial abortion

研究代表者

中井 祐一郎 (Yuichiro, Nakai)

川崎医科大学・医学部・准教授

研究者番号：50271193

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：出生前診断による選択的人工妊娠中絶について、無記名アンケートによる一般市民の意識を調査した。

一般的な人工妊娠中絶については、母体外生存が不可能なことを条件として容認するという者が、男女ともにほぼ2/3であった。非選択的人工妊娠中絶との比較した場合の選択的中絶の道徳的位置付けについては、女性の半数以上がより問題が大きいとした。胎児の選択権については、女性の85%、男性においても75%が認めていないが、権利としては認めないが、状況によってはやむをえないとする回答が過半を占めた。新型出生前診断については、女性の70%、男性でも65%が、妊婦に対する情報提供を限定的にすべきであると回答した。

研究成果の概要(英文)：A survey was conducted by anonymous questionnaire. Questionnaires were distributed to students and their families by the researchers themselves, as well as to customers and patients of cooperating restaurants, beauty salons, automobile repair shops, and medical clinics, excluding obstetric and gynecological clinics. Of the 3,958 questionnaire sets distributed, 1,722 were returned by post. Of those, 34.7% were ultimately from general citizens or students associated with the business of healthcare, but no question items showed a significant difference between healthcare-related respondents and people unrelated to healthcare. On the question of the parental right to choose regarding a fetus, 85% of women and 75% of men did not accept this as a right. However, a majority of both men and women, while not accepting abortion as a right, responded that depending on the circumstances it may be unavoidable.

研究分野：生命倫理学

キーワード：出生前診断 人工妊娠中絶 市民意識 生命倫理学

1. 研究開始当初の背景

出生前診断の普及により、その結果に基づく選択的人工妊娠中絶の機会が増加している。在来の超音波検査や血清マーカー法に加え、より精度が高いと考えられる母体血中胎児DNA断片を利用した新型出生前診断(NIPT)によるスクリーニングも実施されつつあるが、これらはクライアントの欲望とそれを擁護する医学知によって主体的に進められてきたことは否めない。即ち、このような胎児選別は、その当事者である妊婦の欲望とそれを是認した医療者による判断によってのみ推進されていることを意味する。

2. 研究の目的

ここで、胎児の立場を考慮するならば、その代行を誰が行うのかという視点に立てば、一般的に考えられる胎児の親ではあり得ない。何故ならば、胎児の生存権を仮定すれば、選択的人工妊娠中絶の問題に関する限り、親と胎児は利益相反状態にあることが明らかであるからである。したがって、胎児の立場を考慮し得るのは、米国における人工妊娠中絶の可否に対する判例となったロウ対ウェイド判決のように、保護義務者であると考えられる政府であると考えざるを得ず、その意志の背景となる市民意志は極めて重要となろう。この点において、キリスト教的規範と個人意識が強い欧米の市民と多神教の中で固有文化を発達させた本邦では、胎児生命に対する射程が異なることが考えられる。このような現状分析を基に、我々は出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶に関する一般市民の意識について調査を行った。

3. 研究の方法

本調査は無記名アンケートによって行い、研究者自身による学生とその家族への配布のほか、協力を頂いた飲食業(酒場)理容

業、自動車修理業、産婦人科以外の診療所などにおける顧客や患者とその家族に配布・回答を依頼した。

4. 研究成果

配布した3958部の調査用紙のうち1722部(43.5%)を郵送により回収した。このうち、最終的に医療系の業につく市民や学生は598名(34.7%)であったが、非医療系市民(学生を含む)との間に有意な差を認められた項目はなかった。

一般的な人工妊娠中絶に対する意識については、母体外生存が不可能なことを条件として容認するという者が、男女ともにほぼ2/3であった。非選択的人工妊娠中絶との比較した場合の選択的人工妊娠中絶の道徳的位置付けについては、女性においてより問題が大きいとする者が多かったが、男性では問題視しない者とほぼ同数であり、性による意識の差が目立った。親の胎児の選択権については、女性の85%、男性においても75%が権利としては認められないと回答した。但し、男女ともに、権利としては認めないが、状況によってはやむをえないとする回答が過半を占めており、現実的な対応は容認していると言えよう。研究機関中に導入され、巷間の話題となったNIPTについては、女性の70%、男性でも65%が、妊婦に対する情報提供を限定的にすべきであるとの回答を行った。一方、30歳以上の生殖年齢の女性においては、全ての妊婦に対する新型出生前診断に関する情報提供を行うべきであるとした者が増加していた。

Person論に代表される胎児の権利の限定により、一定の妊娠期間までは人工妊娠中絶を是認するという考え方は、女性の選択権も含めて、ほぼ容認されているのが現状である。しかしながら、出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶の正当性については、

妊娠している子を「生む・生まない」の選択権のみで解決できるものではない。胎児の選択は優生思想であるという批判の一方で、その子を育てるのは女性であり、女性に対する過度の負担を強要するという反論もある。

このような議論が錯綜する中で、十分な議論を踏まえることなく臨床研究として実施されているに過ぎない筈の NIPT が、事実上の普及への道筋を辿っている現状にも注目しておく必要があるだろう。

本邦における非選択的人工妊娠中絶の現状について、多くの市民が同意をしていることを、本研究は改めて確認したといえよう。しかしながら、選択的人工妊娠中絶の道徳的位置については、女性において選択的人工妊娠中絶について非選択的人工妊娠中絶より問題視する者が最多であった一方、男性では非選択的人工妊娠中絶と同様に問題ないとした者が最多であったと、回答者の性によって見解が分かれた。このことは、非選択的人工妊娠中絶と異なり、選択的人工妊娠中絶の道徳的位置付けの見解が分かれていることを意味する。換言すれば、生む「子を択ぶ」ことに対して、道徳的な疑義が残っているとする者が多数存在していることを意味する。

実際、「子を択ぶ」権利はあるとする者は女性で 13%と男性で 22%に過ぎず、「権利として認める事には抵抗があるが、やむを得ない」という回答を択んだ者が、それぞれ 61%と 49%であったことは注目に値する。これは、欧米の倫理学の目指す是非かを明らかとする考え方とは全く異なる主張であろう。

本邦における規範については議論があろうが、伝統的に必ずしも現世を肯定的に捉えるだけではない。その中では、根本的正義と世に生きる自分にできる限界という二重の規範意識があっても不思議ではない。今

回の調査での結果には、誠に日本的な曖昧さがあるが、この感覚が倫理上の問題を抱える人工妊娠中絶について現実的な政策を実施し得たとも考えられる。

確かに、出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶には、倫理的な正当性に基づく権利は認められないとしているも、現実的には両親に降りかかる大きな種々の負担を考慮すれば、それを回避しようとするこもやむを得ないであろうとする訳である。この権利ではないが容認はするという判断には、「あなたが択ぶことは仕方ないことだと思うし、私も同じように考えるかもしれない。だけど、それは正しいことではないから、それを背負って生きて行くしかないのよ」という語りに繋がる黙示的責任を示唆しているのかもしれない。

また、NIPT への姿勢からも、このような出生前診断の手段の普及は勿論、積極的な情報提供をも否定する考え方は、選択的人工妊娠中絶を権利とはしないという意志と照応している。

本邦の市民の 3/4 以上は、胎児の選択権について否定している。にもかかわらず、出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶をやむを得ないと捉えていて、本法の選択を否定はしていない。このことには、選択に対する黙示的責任を課そうという基本的な意志があるのかもしれない。

5. 主な発表論文等 〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

中井祐一郎 出生前診断による選択的人工妊娠中絶に対する市民意識の検討 第 50 回日本周産期・新生児学会 2014 年 7 月 13 日 シェラトン・グランデ・トーキョーベイ(千葉)

中井祐一郎 出生前診断による選択的人工妊娠中絶に対する市民意識の検討 第 55 回日本母性衛生学会 2014 年 9 月 13 日 幕張メッセ(千葉)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中井 祐一郎 (NAKAI, Yuichiro)
川崎医科大学・医学部・准教授
研究者番号：50271193

(2) 研究分担者

下屋 浩一郎 (SHIMOYA, Koichiro)
川崎医科大学・医学部・教授
研究者番号：40291950

田村 公江 (TAMURA, Kimie)
龍谷大学・社会学部・教授
研究者番号：60309119

浅田 淳一 (ASADA, Junichi)
筑紫女学園大学・人間科学部・教授
研究者番号：50202586

鈴木 江三子 (SUZUI, Emiko)
兵庫医療大学・看護学部・教授
研究者番号：20289218

中塚 幹也 (NAKATSUKA, Mikiya)
岡山大学・保健学研究科・教授
研究者番号：4073990

新名 隆志 (NIINA, Takashi)
鹿児島大学・教育学部・准教授
研究者番号：30336078

林 大悟 (HAYASHI, Daigo)

玉川大学・文学部・助教
研究者番号：10432890

(3) 連携研究者

()

研究者番号：